沖縄県立普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地へ の移転推進に関する意見書

普天間高等学校は、これまで3万人余の卒業生を輩出し、現在も1200名以上と多くの生徒を抱え、本年11月には創立70周年を迎える伝統ある高等学校である。

しかしながら、同校は、約3へクタールの狭隘な敷地に防災上も機能的とはいえない配置とともに、耐震強度も異なる校舎が混在し、生徒に良好な教育環境を十分に提供できない状況にあり、同校の移転改築は切実な課題となっている。

このような中、宜野湾市は、平成27年3月のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の返還に伴い、同年7月に宜野湾市軍用地跡地利用計画を策定した。

同計画の中には約5~クタールの「人材育成拠点ゾーン」が設けられ、同校の移転案が具体的になったことから、同校PTA及び同窓会は同校の移転に賛意を示す2万人余の署名を集め、沖縄県や宜野湾市等に対して要請活動等を行ってきた。

しかし、昨年、県教育委員会は財源確保の見通しが立たないことを理由に移転断念を決定したが、本年5月に沖縄県知事による同校の移転検討の表明がなされ、さらに、これを受けて去る6月に政府が策定する経済財政運営指針「骨太の方針」で掲げた「国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する」ことの中に、同校の移転が盛り込まれるなど、関係各位の尽力もあって、その動きは大きく進展してきている。

同校を移転することにより、生徒の良好な教育環境の提供がかなうとともに、 現在の学校敷地を含む普天間地区の新たなまちづくりと活性化にも寄与するも のであるが、一方、同返還跡地に学校用地を取得するための財源の確保や制度 活用のリミット等、なお解決すべき課題が残っている。

よって、国におかれては、普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転が早期に実現するための必要となる取り組みについて配慮するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月14日

沖縄県議会

衆 議 院 議 長 長 参 院 議 議 内 総 理 大 臣 務 臣 財 大 学 大 文 科 臣 沖縄及び北方対策担当大臣

宛て